

一般規則制定諮問委員会の議事の公開の概要

「一般規則制定諮問委員会議事録（第1回）」より抜粋

協議の結果、議事の公開については、次のとおり取り扱うことが決定された。

毎回の委員会終了後、速やかに議事概要（発言者名なし）を作成し、公表する。

毎回の委員会の議事録（発言者名入り）については、その作成後これを公表する。

毎回の委員会については、原則として、司法記者クラブ加盟の報道機関1社2名の傍聴を認める。

プライバシーの保護が必要な場合や、公開により公正・円滑な議事運営に支障が生じるおそれがある場合は、公開を停止し、報道機関の傍聴を制限したり、その部分について議事概要及び議事録への記載を避けることもありうる。